

「中華人民共和国税関 輸出加工区貨物の 区外深加工結転(転廠)管理弁法」

2005年6月16日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

中華人民共和國税関總署令 第 126 号

「中華人民共和國税関 輸出加工区貨物の区外深加工結転（転廠）管理弁法」に関する税関總署の発令

「中華人民共和國税関 輸出加工区貨物の区外深加工結転（転廠）管理弁法」は 2005 年 3 月 9 日署務会審議を通過したので、公布し、2005 年 5 月 1 日から施行する。

署長 牟 新生
2005 年 3 月 21 日

「中華人民共和國税関 輸出加工区貨物の区外深加工結転（転廠）管理弁法」

第一条 輸出加工区の管理を更に改善し、区内企業の生産経営の便宜を図り、対外貿易輸出の拡大を奨励し、加工貿易のレベルアップを促進するため、「中華人民共和國税関法」、「中華人民共和國税関の輸出加工区に対する管理監督に関する暫定弁法」及びその他関連法律、行政法規に基づき本弁法を制定する。

第二条 輸出加工区貨物の区外深加工結転とは区内加工企業（以下、「転出企業」と称す。）が「中華人民共和國税関の輸出加工区に対する管理監督に関する暫定弁法」の関連規定により通関手続きを行い、当該企業が加工生産した産品を直接あるいは保税倉庫企業を介して、他の輸出加工区、保税区など税関特別監督管理区内及び区外加工貿易企業（以下、「転入企業」と称す。）に搬入し、二次加工した後に再輸出する経済活動のことをいう。

第三条 転出企業が実質的に加工を施していない保税原材料は区外深加工結転を行ってはならない。

第四条 輸出加工区企業が加工生産する産品を二次加工するために他の区外輸出加工区、保税区等税関特別監督管理区域の企業に搬入する場合は税関の統計に算入しない。輸出加工区企業が加工生産した産品を二次加工するために区外加工貿易企業に搬出する場合は税関の単項統計に算入する。

第五 条 転入企業、転出企業に下記の一つに該当する場合は輸出加工区貨物の区外深加工結転を行ってはならない。

- （一） 税関の監督管理の要求に符合せず、税関から期限内の整理改善を指示され、その期限内である場合
- （二） 密輸の疑いがあり、税関から要調査・捜査事件として提起され結審指定場合
- （三） 「加工貿易手帳」の照合・申告に遅れがあった場合
- （四） 主な経営内容が維持補修、設計、開発である場合
- （五） その他、深加工結転の監督管理条件に符合しない場合

- 第六条 輸出加工区企業が深加工結転を実施する際、転出企業は輸出加工区管理委員会の批准書に基づいて、転出企業所在地の輸出加工区税関において手続きを済ませてた後、貨物の実際結転を行うことができる。
他の輸出加工区、保税區等税関特別監督管理区域に転入する場合は、転入企業は所在區管理委員会の批准書に従い、また、輸出加工区、保税區等税関特別監督管理区域外の加工貿易企業に転入する場合は、転入企業は商務（外經貿）主管部門の批准書に従って、本条規定に基づき結転手続きを行う。
- 第七条 輸出加工区、保税區等税関特別監督管理区域外の加工貿易企業に転入される貨物については、税関は加工貿易輸入貨物関連規定に基づき手続きを行う。結転貨物が加工貿易項目の輸入許可証管理商品に分類される場合は、企業は税関に対して関連の有効な輸入許可証明書を提出しなければならない。
- 第八条 転出企業、転入企業は「分割納品、一括通関」方式により結転手続きを行うことができる。他の輸出加工区、保税區等税関特別監督管理区域に転入する場合は、転出企業、転入企業は各自の所管税関で結転手続きを行う。輸出加工区、保税區等税関特別監督管理区域外の加工貿易企業へ転入する場合は、転出企業、転入企業は転出地の税関で結転手続きを行う。
- 第九条 輸出加工区貨物の区外深加工結転は特殊事情の場合を除くほか、他の輸出加工区、保税區等税関特別監督管理区域への転入に対しては、転税関運輸等の関連規定を参照して通関手続きを行う。
- 第十条 輸出加工区企業が加工生産した産品を他の輸出加工区、保税區等税関特別監督管理区域外の加工貿易企業へ搬入する場合、転出企業、転入企業は税関に結転計画を申告する際は、「中華人民共和國税関輸出加工区貨物の区外深加工結転申請表（以下、「申請表」と称す。）」の各項目に事実を転記して提出する。
一式の申請表は1社の転出企業及び1社の転入企業にのみ対応する。ただし、転入企業の複数の「加工貿易手帳」に対応することができる。
- 第十一条 転入企業、転出企業は以下の規定に基づき結転計画の届出の手続きを行う。
- (一) 転入企業は「申請表」(一式四枚)に企業の結転計画を記入し、「申請表」により転入地税関に届出る
 - (二) 転入地税関の届出受理後、「申請表」の1枚目を控えとし、残りの3枚は転入企業を介して転出企業へ返される
 - (三) 転出企業は転入地税関に届出てから30日以内に返還された「申請表」3枚に転出企業の関連内容を記入し、転出地の税関において届出手続きを行う。転出企業が税関に提出した「申請表」の内容が税関規定に符合しない場合、税関はその場で、あるいは「申請表」受領後5日以内に転出企業に捕捉・訂正が必要な内容をまず伝える。それでも受理できない場合は「税関行政許可申請受理不可決定書」を発行し、申請人には法により行政再審を求める権利あるいは行政訴訟を提起する権利がある旨を伝える。転出企業、転入企業は再度申請表記入と届出手続きを行う。
 - (四) 転出地税関の審査、照会の後、「申請表」の2枚目は税関控えとし、3枚目、4枚目は転出企業、転入企業に交付し、結転の収発貨物登記および通関手続きを行う。

第十二条 転出企業、転入企業は結転届出手続後、双方の税関の審査、照合後の「申請表」に基づき実際に貨物の収発を行う。転出企業の毎回の発貨記録を一式3枚の「輸出加工区貨物実際結転状況登記表（以下、「登記表」と称す。）」に事実を記載する。転出地税関で「登記表」に検収した後に貨物を転出する。

第十三条 転出企業、転入企業は実際の毎回の貨物収発の後、転出企業、転入企業は「申請表」と転出地税関で検収済みの「登記表」により分割または一括で通関手続きを行う。転出、転入企業は毎回の実際の貨物収発の後、当該実際の貨物収発から30日以内に当該貨物の通関手続きを終えなければならない。一連の結転輸入通関表は一連の結転輸出審査、照合目録に対応する。転出、転入企業は税関規定に従い、結転貨物の品名、商品番号、規格、数量、価格等の項目を税関に対して正確に申告しなければならない。

第十四条 輸出加工区内から転出した貨物が品質の不一致などにより返品または交換された場合、転入企業が輸出加工区、保税区等税関特別監督管理区域外の加工貿易企業の場合、転出地税関で返品、交換に関連する規定に従い手続きを行うとともに、実際の返品、交換状況を「登記表」に登記し、かつ「返品」あるいは「取替」と明記する。転入企業が他の輸出加工区、保税区等税関特別監督管理区域内企業の場合は、転入企業及び転出企業はそれぞれの主管税関において返品、取替の手続きを行う。

第十五条 転出企業は深加工結転方式により区外へ転出する貨物に対して輸出發票を発行する。転入企業と転出企業の決済は外貨建てで行い、税関は関連規定に基づき通関申告書の外貨検収証明書（外貨核銷証明書）を発行する。

第十六条 輸出加工区外深加工結転貨物は全て加工し輸出しなければならない。特殊事情により国内販売または国内販売用製品の生産に転用する場合、区外貿易加工企業は関連規定に基づき手続きを行わなければならない。

第十七条 コンピューター・ネットワークの管理を実施する企業はインターネットによる結転手続きが可能である。

第十八条 転入企業、転出企業が本弁法に違反する場合は、税関は「中華人民共和国税関法」及び「中華人民共和国税関法行政処罰実施条令」の関連規定により処理する。犯罪を構成する場合は刑事責任を追究する。

第十九条 本弁法は税関総署において解釈責任を負う。

第二十条 本弁法は2005年5月1日から施行する。

- 付表
1. 中華人民共和国税関輸出加工区貨物の区外深加工結転申請表(略)
 2. 輸出加工区貨物実際結転状況登記表(略)